

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】（水俣病）

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び申請の内容	裁決の概要
1	熊本県知事	熊本県水俣市の男性	水俣病 認定	棄却 本件は、請求人が平成27年6月28日付けで水俣病の認定申請をしたが、処分庁が平成30年10月26日付けで認定をしない旨の処分（原処分）をしたため、請求人が同年11月18日付けで原処分の取消しを求める審査請求をした事案である。 請求人は、昭和19年から現在まで（一時県外に居住していた期間を除き）水俣市内に居住しているものの、同居家族に漁業関係者はおらず、魚介類は小売店や行商人から自家消費用に購入していたにとどまると認められる上、同居家族に公健法による水俣病の被認定者もないことを考慮すると、請求人について一定程度メチル水銀にばく露した可能性までは否定できないものの、水俣病発症の可能性のあるレベルのメチル水銀にばく露したとは考えられない。 公的検診（神経内科）で頸部から下に触痛覚の低下が認められ、数字識別覚も足背で不正解であったものの、他の感覚障害はみられず、自覚症状としての両手足のしびれは、変形性頸椎症、変形性腰椎症等に起因する可能性もあり、小脳性運動失調、求心性視野狭窄、中枢性眼球運動障害、中枢性平衡機能障害も認められず、請求人に水俣病の症候は認められない。 なお、昭和34年頃から回転性のめまいがあったと認められるが、水俣病に起因するものではなく、首・腰の痛み、カラス曲がり、頭痛についても、水俣病に起因するものではない。 よって、請求人が水俣病にかかっているとはいえず、原処分は相当である。
2	熊本県知事	熊本県葦北郡芦北町の男性	水俣病 認定	棄却 本件は、請求人が平成27年11月5日付けで水俣病の認定申請をしたが、処分庁が平成31年2月28日付けで認定をしない旨の処分（原処分）をしたため、請求人が同年3月8日付けで原処分の取消しを求める審査請求をした事案である。 請求人は、昭和42年から平成8年まで芦北町に居住していたが、同居していた家族に公健法による水俣病被認定者はおらず、魚介類の入手、摂取状況によれば魚介類を多食していたとはいえず、請求人を妊娠していた時期において請求人の母親が魚介類を多食していたともいえないこと、チッソが昭和41年6月に排水設備を完全循環方式に改良し、昭和43年5月にアセトアルデヒドの製造を停止したこと等によれば、請求人に水俣病の発症を考慮すべき相当程度のメチル水銀ばく露があったと認めることはできず、また、請求人の母親が請求人を妊娠していた時期において、母親にメチル水銀に対する濃厚なばく露があったと認めることもできない。 検診の結果によれば、請求人には、知能障害、運動障害、小脳性運動失調、感覚障害、求心性視野狭窄、中枢性眼球運動障害、中枢性聴力障害、中枢性平衡機能障害はなく、水俣病（小児水俣病及び後天性水俣病）の症候が認められない。 よって、請求人が水俣病にかかっているとはいえないから、原処分は相当である。

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】（大気系疾病）

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び 審査請求の内容	裁決の概要
3	豊島区長	千葉県八 街市の男 性	気管支ぜん息 ①遺族補償一時金 ②葬祭料	棄却 本件は、被認定者の長男であり被認定者の葬祭を行なう者である請求人が、被認定者が当該認定に係る指定疾病（気管支ぜん息）に起因して死亡したとして、遺族補償一時金の請求及び葬祭料の請求をし、処分庁が、令和5年5月24日付けで、被認定者が気管支ぜん息に起因して死亡したとは認められず遺族補償一時金及び葬祭料が支給される場合に該当しないとして、いずれも給付率0%との決定（原処分①及び原処分②）をし、請求人が令和5年6月21日付けで再調査の請求をしたが、処分庁が同年9月20日付けで再調査の請求を棄却したため、請求人が同月30日付けで原処分①及び原処分②の取消しを求める審査請求をした事案である。 被認定者は、昭和30年に肺結核右成形術（肋骨6本切除）を受けてから、肺結核後遺症として息切れするようになり、昭和55年ころ公健法第4条第1項に基づく認定（気管支ぜん息）を受け、その後認定について更新と見直しが繰り返されていたが、令和5年2月、死亡した。死亡前約3年間（令和2年次以降令和5年次まで）の認定疾病（気管支ぜん息）の状況は、障害等級は3級で軽快傾向から不変であり、死亡前6ヶ月間及び死亡前1ヶ月間において、ぜん息の症状が悪化したことはなく、ぜん息の治療が行なわれたこともなかった。直接の死因は、消化管出血であり、また、背景にあった慢性呼吸不全によるCO2貯留の継続が死因に寄与していると認めることができる。しかし、慢性呼吸不全は、肺結核後遺症（胸郭成形術後）によるものであり、気管支ぜん息によるものではなく、また、呼吸不全の悪化と同時に気管支ぜん息が悪化したということもないのであるから、気管支ぜん息がその死因に寄与していると認めることはできない。 よって、原処分①及び原処分②は相当である。
4				

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び 審査請求の内容	裁決の概要
5	独立行政法人 環境再生保全 機構	三重県志 摩市の女 性	中皮腫 特別遺族弔慰金及 び特別葬祭料	棄却 本件は、未申請死亡者の配偶者であって未申請死亡者の死亡時に同一生計であった請求人が、未申請死亡者が石綿を吸入することにより指定疾病（中皮腫）にかかり、当該指定疾病に起因して死亡したとして、石綿法第22条第1項の規定による特別遺族弔慰金等を請求したが、処分庁が令和4年11月7日付けで同条項の請求に係る認定を行なわないとする処分（原処分）をしたため、請求人が同月22日付けで原処分の取消しを求める審査請求をした事案である。 病理診断の結果、肺組織生検で得られた組織及び気管支洗浄液等の細胞ともに、悪性所見は認められず、また、画像診断の結果、左胸膜の限局性肥厚及び左下葉に円形無気肺が見られたが、経年変化はなく悪性所見がなかった。したがって、中皮腫とは認められない。 よって、原処分は相当である。
6	独立行政法人 環境再生保全 機構	山形県天 童市の男 性	著しい呼吸機能障 害を伴うびまん性 胸膜肥厚 認定	取消 本件は、請求人が、石綿を吸入することにより指定疾病（著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚）にかかったとして、石綿法第4条第1項の認定申請をしたが、処分庁が令和4年11月7日付けで認定をしない旨の処分（原処分）をしたため、請求人が同年12月5日付けで原処分の取消しを求める審査請求をした事案である。 請求人は、昭和54年から28年余り建築業に従事しており、大量の石綿にばく露した可能性が高く、胸部エックス線画像及び胸部CT画像において胸膜ブランクの所見が認められた。 当審査会における読影によれば、平成30年4月時点の胸部単純エックス線画像では、右側胸壁側に1/4～1/3程度、左胸壁側に1/4程度の胸膜肥厚が見られ、胸部CT画像では、胸膜肥厚は鈍化した肋横角から連続し、臓側・壁側胸膜の癒着が見られ、冠状断の再構成CT画像では、背側の胸膜肥厚は単純エックス線画像で観察される両側壁の胸膜肥厚よりもさらに広い範囲で見られた。令和4年3月時点の胸部単純エックス線画像では、肺容積の減少に増悪があり、両側肋横角の鈍化に連続して見られる胸膜肥厚の広がり、頭尾方向に、右側胸壁側は1/3程度、左側胸壁側は1/4程度であった。当審査会は、以上の画像所見より、留意事項の示すびまん性胸膜肥厚の判断基準を満たすものと判断する。 呼吸機能検査報告書によれば、パーセント肺活量は、令和4年3月69.6%、65.1%と次第に低下し、同年5月には58.7%となり、留意事項の示す著しい呼吸機能障害の判断基準を満たすに至っている。 よって、本件審査請求は理由があるから、原処分を取り消す。

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】（続き）

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び 審査請求の内容	裁決の概要
7	独立行政法人 環境再生保全 機構	東京都立 川市の男 性	著しい呼吸機能障 害を伴う石綿肺 認定	棄却 本件は、請求人が、石綿を吸入することにより指定疾病（著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺）にかかったとして、石綿法第4条第1項の認定申請をしたが、処分庁が令和5年3月3日付けで認定をしない旨の処分（原処分）をしたため、請求人が同月24日付けで原処分の取消しを求める審査請求をした事案である。 請求人は、昭和40年から約54年間総合建築での木工事に従事しており、また、平成21年4月実施の胸腔鏡下生検により採取された肺組織検体（原処分時未提出）において2.24個/cm²の石綿小体の存在が確認されていて、大量の石綿にばく露したことが認められる。 当審査会における読影によれば、慢性炎症の結果としての線維化が疑われ、すりガラス影を主体としたびまん性間質性陰影で、慢性過敏性肺炎／線維化性過敏性肺炎やNSIPパターンの間質性肺炎を考えやすく、画像からは積極的に石綿肺を示唆する所見は得られなかった。 当審査会において平成21年4月実施の胸腔鏡下肺生検で採取された組織標本（原処分時未提出）を検鏡したところ、病理組織学的には、間質性肺炎から蜂窩肺に進行しているものと理解され、石綿肺としては典型的とは言えないという結果となった。 原処分時までに実施された呼吸機能検査等の結果によれば、留意事項の示す著しい呼吸機能障害の判断基準を満たしていない。 以上のとおり、大量の石綿にばく露したことは認められたが、画像所見及び病理所見において、石綿肺以外の疾患であることが示唆され石綿肺と判定できないとした原処分の判断を覆すに足りる所見は得られず、また、提出された呼吸機能検査等の結果からは著しい呼吸機能障害は認められなかった。 よって、原処分は相当である。